

「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正について

I 改正等の目的

証券監督者国際機構（IOSCO）から提言された公募集団投資スキームを運用している主体に対する流動性リスク管理態勢の強化を踏まえ、投資信託協会としても金融庁と連携し、当該提言の趣旨を踏まえた協会の自主規制規則の整備を行い、以て協会の正会員である投資信託委託会社の業務運営がより適切なものとなるよう、必要な対応を図る。

II 主な改正等の内容

1. 投資信託等の運用に関する規則

- (1) 投資信託委託会社等において整備する必要がある流動性リスク管理態勢の要件等について新たに規定する。

(第 2 条の 4 を新設)

- (2) その他、所要の整備を行う。

2. 投資信託等の運用に関する規則に関する細則

投資信託等の運用に関する規則に定められた流動性リスク管理態勢の要件の一つである取締役会等が行う監督の具体的な要件について新たに規定する。

(第 1 条の 2 を新設、旧第 1 条の 2 以降を条ずれ)

3. 交付目論見書の作成に関する規則

- (1) 交付目論見書の本文の記載事項の一つである投資リスクの「その他留意事項」に流動性リスクに関する事項を追加する。

(第 3 条第 1 項第 2 号)

- (2) 流動性の低い資産に投資する投資信託に記載する注意喚起文言について新たに規定する。

(第 4 条の 2、第 4 条の 3 を新設)

III 施行の時期及び猶予期間

令和 4 年 1 月 1 日から実施する。

- (1) 投資信託等の運用に関する規則第 2 条の 4 第 1 号については、委託会社等においてシステムの構築等における自社の状況等を踏まえた合理的な実施計画を策定し、当該実施計画に定めた完了期日までに実施することとする。

- (2) 交付目論見書の作成に関する規則については、委託会社等が、投資信託等の運用に関する規則第2条の4第1号の実施について、自社の状況等を踏まえた合理的な実施計画を策定し、令和4年1月1日以後の日を実施することとした場合は、この改正についても当該日から実施することができるものとする。
- (3) 各委託会社等の判断により、実施日前に改正後の規定を適用することを妨げない。

以 上